

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>○横浜市火災警報規則</p> <p>横浜市火災警報規則を次のように定める。</p> <p>横浜市火災警報規則</p> <p>（警報の発令及び解除）</p> <p>第2条 警報は、次の各号の一に該当する場合に発令し、該当しなくなった場合に解除する。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況により警報を発令しないことがある。</p> <p>(1) 実効湿度が60パーセント以下であって、相対湿度が35パーセント以下となったとき。</p> <p>(2) 平均風速15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。</p> <p>(3) 前2号に準ずる気象状況で、火災の予防または警戒上特に危険であると認められるとき。</p> <p>（警報の信号）</p> <p>第3条 警報の発令及び解除の信号は、消防局、消防署及び消防出張所又は消防団器具置場その他消防局長が指定する場所において行うものとする。</p> | <p>○横浜市火災警報規則</p> <p>横浜市火災警報規則を次のように定める。</p> <p>横浜市火災警報規則</p> <p>（警報の発令及び解除）</p> <p>第2条 市長は、次の各号の一に該当し、火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に警報を発令する。</p> <p>(1) 市域に乾燥注意報が発表されたとき</p> <p>(2) 市域に強風注意報又は暴風警報が発表されたとき</p> <p>(3) 市長が必要と認める場合</p> <p>2 市長は、前項に該当しなくなった場合に、発令した警報を解除するものとする。（発令及び解除の伝達等）</p> <p>第3条 警報を発令したとき及び解除したときは、関係機関及び住民その他関係者に伝達及び周知するものとする。</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和5年〇月〇日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。</p> |